

那商定第 2166 号
令和 6 年 10 月 24 日

各県立高等学校長 殿

県立那覇商業高等学校定時制課程
校長 新里 彰久

那覇商業高等学校定時制課程への転入学・編入学・再入学及び転籍について

本校定時制課程は、令和 11 年度末(令和 12 年 3 月 31 日)の廃止が決定されているほか、令和 8 年度(令和 9 年 3 月 31 日)までに泊高等学校へ統合し、本校定時制課程に在籍する生徒は県立泊高等学校へ通学することが予定されております。

つきましては、統合と廃止に伴い、令和 6 年度後期から令和 8 年度の間の本校定時制課程への転入学等について、転入学等後の令和 9 年 3 月までの間で卒業に必要な単位が修得できることを前提に受け入れることとし、以下のとおりに取り扱うこととしますのでお知らせいたします。

なお、令和 9 年度から令和 11 年度の間の本校定時制課程(泊高校通学)については、令和 5 年度入学者に対する経過措置として設けられていることから、この間の転入学等は予定しておりません。

記

- 1 令和 7 年度の受入については、令和 6 年度末までに、48 単位程度修得していること。
ただし、以下に記す科目を修得していること（または他科目での代替、単位の読み替えによって修得が認められること）。
「現代の国語（2 単位）」、「言語文化（2 単位）」、「公共（2 単位）」、「歴史総合（2 単位）」、「数学Ⅰ（4 単位）」、「体育（4 単位）」、「保健（2 単位）」、「芸術（2 単位）」、「英語コミュニケーションⅠ（4 単位）」、「家庭基礎（2 単位）」、「情報Ⅰ（2 単位）」（もしくは「情報処理」）、「商業科目（8 単位程度）」、「総合的な探究の時間（2 単位）」（もしくは「課題研究」）
- 2 令和 8 年度の受け入れについては、すでに修得している科目および単位数（または他科目での代替、単位の読み替えによる修得が認められる科目および単位数）と併せて、本校定時制課程の教育課程上令和 9 年 3 月までに卒業に必要な単位が修得できる見込みのある者。